

協議第 4 2 号

文化財関係事業（協定項目 2 2 - 1 9 ）について

文化財関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 19 文化財関係事業		整理番号			事務事業名		
調整方針案	<p>文化財関係事業の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財調査委員会については、合併時に再編する。 2. 国、県、町村指定文化財については、指定物件を新町に引き継ぐ。 3. 指定文化財保存修理・伝統事業助成については、合併時に再編する。 4. 文化財保護関係団体の助成については、合併時に再編する。 5. 埋蔵文化財関係について、有無確認及び開発に伴う事前協議は合併時に吾妻町の例により統合し、収蔵資料調査等については合併時に再編する。 6. 史跡等整備事業計画については、現行のまま存続する。 7. 郷土歴史館等の管理運営については、現行のまま存続する。 							
項目	現 況					調整内容		
	東 村		吾 妻 町					
1. 文化財調査委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定数 10人以内 2. 任期 2年 3. 報酬、費用弁償 報酬 年額13,500円 費用弁償 一般職の職員に支給する旅費の例により旅費を支給する。 		<ol style="list-style-type: none"> 1. 定数 10人以内 2. 任期 2年 3. 報酬、費用弁償 報酬 日額7,700円 費用弁償 交通費1回450円支給 			<p>【調整区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針】 定数・任期・報酬等に町村間の相違が見られるため、合併時に次のとおり再編する。 定数：12人以内 任期：2年 報酬：年額（報酬額は報酬審議会で決定する）</p> <p>【調整方針の理由】 両町村の文化財保護条例・文化財保護条例施行規則に基づき、指定文化財に関すること等、委員会の役割は大きいため、合併時に再編する。</p>		

項 目	現 況				調整内容
	東 村			吾 妻 町	
2 . 国、県、町 村指定文化財	1 . 指定文化財			1 . 指定文化財	<p>【調整の区分】 現在指定されている物件については、そのまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【具体的な調整方針案】 関係条例・規則及び事務手順については合併時に再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 現在両町村で指定されているものは、特に問題ないと思われるので、指定物件とする。</p>
		国指定	県指定	村指定	
	重要文化財	0	0	9	
	記念物	0	0	7	
	民俗文化財	0	0	4	
	計	0	0	20	
		国指定	県指定	町指定	
	重要文化財	0	4	13	
	記念物	2	3	14	
	民俗文化財	0	0	3	
	計	2	7	30	
3 . 指定文化財 保存修理・伝統 事業助成	該当なし			1 . 吾妻町指定文化財保存修理等補助金 対象 町指定文化財の保存修理 補助率等 事業費の30%以内、100万円を上 限とし、3万円未満は対象外とする	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 国・県指定については、既定の補助要綱により現行どおりとする。町村指定の物件に対しては、合併後、新町で調整・検討し、補助要綱を早期に策定する。</p> <p>【調整方針の理由】 町村指定物件は数も多いことから、早期の対応が必要となる。</p>
4 . 文化財保護 関係団体の助成	1 . 助成金 五町田八木節保存会 30,000円 新巻八木節保存会 30,000円			町指定文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、所有者もしくは管理者がその負担に耐えないと認める場合、その他特別の理由があると認めた場合は、その経費の一部を当てさせるために町は所有者又は管理者に予算の	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現在助成金を支給している団体の他に</p>

項目	現況		調整内容																				
	東村	吾妻町																					
		<p>範囲内において補助金を交付することができる。</p> <p>1. 助成金</p> <table border="0"> <tr> <td>行沢馬頭観音管理</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>片貝家雛人形保存管理</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>松谷ささら師子舞保存管理</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>獅子舞保存会育成補助 8団体</td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td>太々神楽保存育成補助</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>雅楽保存育成補助</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>岩島の麻保存会補助金</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>お茶講保存補助</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>コシャモ飼育補助</td> <td>28,500円</td> </tr> <tr> <td>町指定文化財修繕等補助</td> <td>95,000円</td> </tr> </table>	行沢馬頭観音管理	9,500円	片貝家雛人形保存管理	9,500円	松谷ささら師子舞保存管理	19,000円	獅子舞保存会育成補助 8団体	152,000円	太々神楽保存育成補助	19,000円	雅楽保存育成補助	19,000円	岩島の麻保存会補助金	95,000円	お茶講保存補助	9,500円	コシャモ飼育補助	28,500円	町指定文化財修繕等補助	95,000円	<p>も、指定文化財は多くあるので、全体的な見直しをする。助成基準及び助成金額の基準を早期に作成する。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>町指定文化財の管理又は修理に多額の費用を要し、所有者もしくは管理者がその負担に耐えないと認める場合、その他特別の理由があると認めた場合は、その経費の一部を当てさせるために新町は所有者又は管理者に予算の範囲内において補助金を交付することが望ましい。</p>
行沢馬頭観音管理	9,500円																						
片貝家雛人形保存管理	9,500円																						
松谷ささら師子舞保存管理	19,000円																						
獅子舞保存会育成補助 8団体	152,000円																						
太々神楽保存育成補助	19,000円																						
雅楽保存育成補助	19,000円																						
岩島の麻保存会補助金	95,000円																						
お茶講保存補助	9,500円																						
コシャモ飼育補助	28,500円																						
町指定文化財修繕等補助	95,000円																						
5. 埋蔵文化財関係	<p>1. 有無確認</p> <p>目的</p> <p>小規模な開発を事前に把握し、文化財保護法の趣旨に沿って埋蔵文化財の確認と保護を図る。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅建設など小規模な開発に伴う埋蔵文化財の有無について、窓口で照会を受け付けている。 当該地を遺跡台帳（内部資料）等と照合し口頭で回答している。 	<p>1. 有無確認</p> <p>目的</p> <p>開発行為に対し、文化財保護法に基づき埋蔵文化財の保護を図る。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅建設・不動産評価・売買等に伴う埋蔵文化財の有無について、窓口にて照会を受け付ける。 遺跡内・隣接地・対象外のランク付けに基づき遺跡台帳等を基に可能な限り口頭で回答する。ただし必要に応じて現地踏査を行った後に回答する場合もある。 公共開発・民間大規模開発・農地転用・営利を目的とする開発等に対しては、トラブル防止のため、原則として文書 	<p>【調整の区分】</p> <p>（有無確認及び開発に伴う事前協議）</p> <p>合併時に統合する。</p> <p>（収蔵資料調査等）</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整案】</p> <p>（有無確認及び開発に伴う事前協議）</p> <p>合併時に吾妻町方式に統合する。</p> <p>（収蔵資料調査等）</p> <p>両町村における収蔵資料の洗い出しを行った上で、新たな収蔵施設・調査方針等を確立する。</p> <p>【調整方針の理由】</p>																				

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
	<p>2. 開発に伴う事前協議</p> <p>目的 公共・民間を問わず、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の可能性がある」と判明した場合、県・村の発掘取り扱い基準に基づき開発者・村教委（場合に応じて県文化課も）において協議を行う。</p> <p>内容 ・開発行為の内容・埋蔵文化財包蔵地の状況に応じて要試掘・確認調査、工事立会等の協議・判断を行う。 ・当該地が周知の遺跡・新たな埋蔵文化財包蔵地であると判明した場合、建設物の内容を含め、極力遺跡の損傷が少なくなるよう、計画変更を要請する。</p> <p>3. 収蔵資料調査等 発掘調査による出土品は、整理作業終了後（発掘調査報告書刊行）村が借用している施設に一括保存している。</p>	<p>を以て該当・非該当の問い合わせに応じ、文書を以て回答する。（正式文書以前に、口頭で回答する場合有り。）</p> <p>2. 開発に伴う事前協議</p> <p>目的 公共・民間を問わず、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の可能性がある」と判明した場合、県・町の発掘取り扱い基準に基づき開発者・町教委（場合に応じて県文化課も）において協議を行う。</p> <p>内容 ・開発行為の内容・埋蔵文化財包蔵地の状況に応じて要試掘・確認調査、工事立会等の協議・判断を行う。 ・当該地が周知の遺跡・新たな埋蔵文化財包蔵地であると判明した場合、建設物の内容を含め、極力遺跡の損傷が少なくなるよう、計画変更を要請する。</p> <p>3. 収蔵資料調査等 発掘調査による出土品は、整理作業終了後（発掘調査報告書刊行）埋蔵文化財整理室にて一括保存している。</p>	<p>（有無確認） 両町村ともほぼ同一の事務処理を行っており、さほど問題を生じないものと考ええる。ただし、今後民間開発・大規模開発に際しては、トラブル防止のため、文書による問い合わせ、回答の必要がある。そのため吾妻町方式とした。</p> <p>（開発に伴う事前協議） 両町村とも取り扱いにさほど差異は無く、事務处理的にも問題は無い物と思われるが、調整の流れ、作成書類等を考慮し吾妻町方式に統合する。</p> <p>（収蔵資料調査等） 集中管理することが望ましい。 両町村の収蔵する資料の量を把握した上でなければ、収蔵場所・調査方針等が確定しない。</p>
6. 史跡等整備事業計画	該当なし	<p>1. 事業 岩櫃城跡保存整備事業</p> <p>2. 内容 岩櫃城跡の整備・活用を主目的とした、岩櫃城跡保存整備委員会の運営。岩櫃城</p>	<p>【調整方針】 存続する。</p> <p>【調整方針案】 吾妻町以外に該当する物が無く、新町</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		跡及び周辺施設の保存管理等。	<p>において引き続き整備されることが望ましい。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>新町においても、岩櫃城跡・吾妻渓谷は、シンボルとなり得る物であり、観光資源としても、文化財とバランスをとりながら、活用される事が望ましい。</p>
7. 郷土歴史館等の管理運営	該当なし	<p>1. 目的</p> <p>加部安左衛門居宅跡（大戸資料館）の保存管理を主目的とする。</p> <p>2. 内容</p> <p>光熱水費 15,000円</p> <p>火災保険料 46,000円</p> <p>展示物保険料 20,000円</p> <p>施設管理委託料 60,000円</p> <p>要請に応じて開館。</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>存続する。</p> <p>【具体的な調整方針】</p> <p>現在吾妻町が行っている保存管理をそのまま引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>両町村共に資料館は存在しないが、資料館としての管理が主目的では無く加部安左衛門居宅としての保存活用が望ましい。</p>